別紙1

自動車の製造等の事業を行う者の脱炭素化再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（案）に関するパブリックコメントの結果について

※紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第1条に規定する「経済的に可能な範囲」について、単にメーカー側の製造コストとして許容できるかだけでなく、「最終的な車両価格が、一般消費者が受容できる範囲に収まるか」という視点で解釈すべき。目標設定にあたっては、コスト上昇分の価格転嫁が過度にならないよう、行政庁が適切にモニタリングする仕組みを併せて構築することを要望する。	「経済的に可能」とは、本来の経済原則の合致するものだけに限定することを意味するものではなく、事業者の相当の努力によってはじめて可能となるようなものを念頭において解釈しています。本省令は、再生プラスチックの利用に係る事業者の自主的な取組を促進することを目的としていますが、同時に、過度な物価上昇に繋がることがないよう、再生プラスチックの利用に係るコストの低減にも取り組んでまいります。
2	第1条に関し、まずは国が主導してリサイクル技術の高度化や回収スキームの効率化を支援し、「バージン材と同等以下のコストで高品質な再生材が調達できる環境」を整備することが先決である。省令による義務付けは、そのような経済合理性が確保される見通しが立った段階で、段階的に強化すべきであり、現段階では柔軟性を持たせた運用とすべきです。	本省令では、再生プラスチックの利用量を国が一律で定めるのではなく、再生プラスチックの量・品質・コストの状況を踏まえて、事業者に自主的な目標の設定を求めるものであり、柔軟な運用を可能とする制度としています。政府としても、再生プラスチックの利用に係る量・品質の向上及びコストの低減に取り組んでまいります。
3	第1条に関し、現時点では再生プラスチックの利用量を把握するためのデータ基盤が十分に整っていないことから、定性的な目標設定から開始し、状況に応じて定量的な目標設定へと段階的に移行する運用をガイドライン等で明確にいただきたい。また、今後国際的なルールにおいて再生資源の利用に関する要件が具体化した際には、国際的なルールとの整合性を踏まえ、本条に基づく目標設定の考え方を見直していただくよう要望いたし	第1条に規定する目標の設定に関しては、自動車の製造事業者に対して再生プラスチックの利用量及び利用率の目標の設定を求めるものであり、資源有効利用促進法第23条に定める計画の作成に当たっては、定量的な目標の設定が求められます。ただし、資源有効利用促進法第24条に定める定期の報告に当たっては、再生プラスチックの利用量を把握するデータ基盤が未整備であるとの事情を踏まえ、当面の間は不要とする運用とする予定です。
4	第1条第2項に規定する「国産再生プラスチックを利用するよう配慮するものとする」に関し、外国産の再生プラスチックの方が、品質、コスト、環境負荷の面で優れている場合にまで国産再生プラスチックの利用を求めるべきではない。国産への配慮はあくまで努力目標に留め、品質、コスト、環境負荷の総合的な合理性に基づいて調達判断が行われるべきであることをガイドライン等で明確化していただきたい。	第1条第2項は、あくまで国産再生プラスチックを利用するよう配慮を求める規定であり、再生プラスチックの調達先については、量、品質、コスト等を踏まえて事業者自らが判断するものと考えています。
5	第2条に関し、安全性評価や材料要件については、ガイドラインにおいて評価の考え方や留意点を明確にしていただきたい。	第2条は、再生プラスチックの利用における自動車の安全性及び耐久性等への配慮を求める規定であり、具体的な要件については、自動車の設計に係る総合的な観点から事業者自らが判断するものと考えています。
6	第3条に関し、技術開発や実装状況には企業間・地域間で差異があるため、技術指標や期待水準の評価についても、当初は定性的な整理を基本とし、実務状況を踏まえて定量的な指標へ段階的に移行する運用をガイドラインで示していただきたい。	第3条は、製造事業者に対し技術の向上に計画的に取り組むことを求める内容です。事業者毎に技術開発に係る状況が異なることから、現時点では、政府として定量的な技術指標や評価指標を示す予定はございません。
7	第4条に関し、CO_2削減効果の定量評価手法は現時点で統一的な枠組みが十分に整備されていないため、当面は定性的な取組状況や傾向の把握を基本とし、LCA の共通ルール等が整備され次第、定量評価・報告へ段階的に移行する運用をガイドラインで明示いただきたい。	第4条は、再生プラスチックの利用によるCO2削減効果について、必ずしも定量評価を求めるものではございません。そのため、資源有効利用促進法第24条に定める定期の報告に関し、CO2排出削減量については任意項目としています。統一的な定量評価手法の整備状況を踏まえつつ、制度を運用してまいりま
8	第5条に関し、当面は定性的・概略的な把握・記録も認め、システム整備等の進捗に応じて定量的な記録・報告へ段階的に移行する運用をガイドラインで示していただきたい。	第5条は、製造事業者に対し、再生プラスチックの利用の促進に計画的に取り組むための管理体制の整備を求めるものであり、具体的な記録の方法等については、データ基盤の整備状況等を踏まえ、事業者自らが適切に判断するもの